

第４回消費生活用製品安全法に基づく
リコールの実効性改善に関する検討会
議事要旨

日 時 平成３１年４月２６日（金）１３：００～１５：００
場 所 経済産業省別館３階３１０各省庁共用会議室

出席者

（委員）

向殿座長、大河内委員、尾身委員、片岡委員、金谷委員、源内委員、土田委員、
遠山委員、畠山委員、町田委員、三浦委員、渡辺委員

（ゲスト）AIG損害保険株式会社 大石 氏

（オブザーバ）消防庁

（事務局）経済産業省

福島大臣官房技術・総括審議官、米田大臣官房審議官（産業保安担当）、
原製品安全課長、大澤製品事故対策室長他

議 事

- １．リコール保険の概要と課題
 - ・日本損害保険協会
 - ・AIG損害保険株式会社
 - ・事務局
- ２．ネットモール事業者との連携について

議事概要

【議題１．リコール保険の概要と課題】

日本損害保険協会、AIG損害保険協会、事務局より資料に基づき、リコール保険の概要と課題について説明。主な意見は以下のとおり。

○リコールに関する費用等のデータがあれば将来的に中小企業向けのリコール保険が作れるという見込みが本当にあるのか、国がバックアップしていかないと難しいのではないか。

○保険会社としては、同じリスクの社に同じ保険料で提供するというのが基本。同じ製品群でも使用する年齢層が違ふとどのくらい事故のリスクが違ふのか、事業者の売り上げ高で掛金をいくりにするのが適切なのか、こういうところまでデータが集まれば

状況が変わってくるのではないか。

○そもそもリコール保険を普及させることでどういった課題を解決しようとしているのか。あまりニーズが出てきていないから普及していないのではないか。

→リコールをすると倒産してしまうような事業者の倒産防止、消費者の安全確保が課題。

○中小企業がリコールリスクを実感していないというのは、具体的にどのような場合か。

→リコールを体験していない事業者は、リコールのリスクを意識していないことが多い。

○多くの事業者に入ってもらわないと保険商品としては成り立たない。本当に入ってもらえるかどうかというのが保険会社の判断基準になる。

→一つのやり方として、団体保険のスタイルもあるかと思う。

【議題2. ネットモール事業者との連携について】

事務局より、資料に基づき説明。主な意見は以下のとおり。

○事故調査に協力しない出品者の情報については、曖昧なものではなく消安法違反の疑いがあるという明確な通知をしてほしい。

○リコール保険の加入については、ネットモールに出品する中小企業だけでないはず。ネットモール出品者だけに負担がかかることのないよう検討してほしい。

○中小企業がリコール保険に加入しないのは、事故制度、リコール制度の認識がないからではないか。制度の周知をもっとする必要があるのではないか。

○リコール保険のデータについては、実際にリコールを実施した事業者に話を聞いて製品、回収台数、期間、費用などサンプルが必要だと思っている。ネットモール出品者の方にアンケート調査をさせてもらうことも必要かもしれない。

○事業者にはリコール保険に入らなくては、と思ってもらえるようになってほしい。

○次回、検討会最終回を5月末に開催。昨年末からの議論の内容を報告書という形でとりまとめる。

○事業者向けのガイドラインであるリコールハンドブックの一部改訂の案、関係業界に協力を依頼する行政文書の発出する案を次回ご確認いただく予定。

次回は2019年5月末に開催する旨確認して終了。

(お問い合わせ先)

産業保安グループ 製品事故対策室(担当:橋爪、山中)

電話:03-3501-1707(直通)